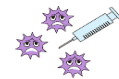


高齢者の定期予防接種（B類）



*接種に係る自己負担金の免除等については、裏面をご覧ください。

B類予防接種は、予防接種法に基づく定期接種の一つで、個人の発病や重症化の予防に重点を置いています。

- ①努力義務なし : 接種を受けることに対する法律上の義務はありません。
 ②個人の希望 : 本人が接種を希望する場合に実施されます。
 ③費用の一部助成 : 費用の一部を大和高田市が負担しています。



*なお、どのワクチンも任意接種として接種することは可能です。
 任意接種の場合、対象者や料金について、各医療機関へお問合せください。
 （定期接種として、接種する場合、この表の対象者や料金等が
 適応されますのでご注意ください）



	ワクチン名	種類	対象者（◎+①又は②）	接種回数	自己負担金 （市が一部費用を 補助後の額）	接種期間	接種場所	接種時の持ち物	お知らせ
一生に1回定期接種として補助あり	R7.4～ 帯状疱疹	生ワクチン （乾燥弱毒性 水痘ワクチン）	◎接種日に大和高田市に住民登録がある	1回	2,500円/回	令和9年 3月31日（水） まで	1回目と2回目の 間は、2か月 あける必要が あります。 *2回目の接種 期間を過ぎると 自費になります。	・接種券ハガキ ・マイナ保険証 又は資格確認書 ・接種歴がわかる もの（過去に接種 をしている場合）	一生に一度の定期接種と しての補助のため、B類予 防接種ではありますが、 対象者に4月ごろ（転入 の方へは転入後）に接種 券ハガキを送付 しています。
		不活化ワクチン （乾燥組換え 水痘ワクチン）	①R8年度に65歳になる者 （R8.4～70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者） ②接種日に60歳以上65歳未満の者であって、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど 不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当） ※原則、過去に帯状疱疹ワクチンを接種した者は、定期接種の対象外です。	2回	6,500円/回	1回目：令和9年 1月31日（日） まで 2回目：令和9年 3月31日（水） まで			
	肺炎球菌	R8.4～ 沈降20価 肺炎球菌 結合型 ワクチン （PCV20）	◎接種日に大和高田市に住民登録がある ①接種日に65歳の者 ②接種日に60歳以上65歳未満の者であって、 心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限 される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の 機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害の有する方（身体障害 者手帳1級相当） *過去に沈降20価や23価肺炎球菌結合型ワクチンを 1回以上接種した者は、定期接種の対象外です。	1回	3,500円/回	65歳の 誕生日～ 66歳の 誕生日の 前日	①市内協力 医療機関 ②市外医療 機関の場合、 接種前に 保健センターで 手続きが必要。	・接種券ハガキ ・マイナ保険証 又は資格確認書 ・接種歴がわかる もの（過去に接種 をしている場合）	一生に一度の定期接種と しての補助のため、B類予 防接種ではありますが、 対象者に65歳の お誕生日を迎えた翌月 （転入の方へは転入翌 月）に接種券ハガキを 送付しています。
毎年1回	インフル エンザ	標準量 インフルエンザ ワクチン （インフルエンザ HAワクチン）	◎接種日に大和高田市に住民登録がある ①接種日に65歳以上の者 ②接種日に60歳以上65歳未満の者であって、 心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限 される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の 機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害の有する方（身体障害 者手帳1級相当）	1シーズンに1回	広報10月号 又は 9月以降の ホームページ を ご確認ください。	令和8年 10月1日（木） ～ 令和9年 1月31日（日）	③やむを得ない 事情により、 県外医療機関の 場合は、接種前 にご相談くださ い。	・マイナ保険証 又は資格確認書 ・接種歴がわかる もの（過去に接種 をしている場合）	B類予防接種 （毎シーズンある）の ため、 個人通知はして おりません。 広報10月号や 9月以降のホームペ ージ等で ご確認ください。
		R8.4～高用量 インフルエンザ ワクチン	◎接種日に大和高田市に住民登録がある ①接種日に75歳以上の者						
	新型 コロナ ウイルス	複数の ワクチン有。 詳しくは 9月以降の ホームページ から ご確認 ください。	◎接種日に大和高田市に住民登録がある ①接種日に65歳以上の者 ②接種日に60歳以上65歳未満の者であって、 心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限 される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の 機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害の有する方（身体障害 者手帳1級相当）						





定期予防接種自己負担金免除について

B類予防接種費用は、①市の負担金 + ②自己負担金 = ③予防接種費用 となっています。
 予防接種を受ける前に、事前の申請により、表面の②自己負担金の免除が受けられます。

対象者

①市民税非課税世帯（世帯を構成している全員の市民税が非課税である世帯）

＊住民票上の世帯構成員の課税状況で判断しています。

●6月30日までの申請→前年度の課税状況 7月1日以降の申請→今年度の課税状況 で判断となりますので、
 ご注意ください。

●転入者（1月1日現在の住所地が本市以外）の場合は、同一世帯分の前住所地の非課税証明が必要です。

※例）令和8年1月以降は、令和7年1月1日時点の住所地が本市以外であれば、前住所地の（非）課税証明が必要

●未申告の方は、保健センターではわからない場合があります。市役所税務課へ申請が必要です。

②生活保護世帯

●大和高田市に住民登録があっても、他市で生活保護を受給されている方がおられますのでご注意ください。

●他市で生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書を持ってきていただく必要があります。

定期予防接種自己負担金の免除手続きについて、令和7年9月から、
電子申請がスタートしています。
 詳細はホームページから、ご覧ください。

大和高田市 予防接種電子



持ち物
（必要なもの）

来所者

本人

家族

家族以外の代理人

後見人
 法定後見人（成年後見人・保佐人・
 補助人）/任意後見人

委任状

不要

不要

必要（市ホームページ）

不要（下記書類あるなら）

確認書類

●本人確認書類

●本人の本人確認書類
 （コピー可）
 ●来所される家族の
 本人確認書類

●本人の本人確認書類
 （コピー可）
 ●来所される方の
 本人確認書類

●登記事項証明書（コピー可）
 ●来所される方の本人確認書類

＊本人確認書類とは

・顔写真入り1種類→運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・在留カード等
 ・顔写真なし2種類→資格確認書、介護保険証、年金手帳、生活保護受給証明等

必要時 ●本市以外の生活保護受給証明書 ●同一世帯分の前住所地の非課税証明書



市外医療機関で接種を希望する場合



奈良県内で、大和高田市以外の市町村にある医療機関で接種を受ける場合は、**接種前に**手続きが必要です。

（介護老人保健施設以外の施設に入所されている方は、接種を担当する医師が所属する医療機関の所在地が大和高田市外の場合、接種前の手続きが必要になります。）

手続きには、上記の自己負担金免除申請の持ち物に加えて、接種費用をご持参ください。（各予防接種の費用は表面を参照）

※入院・入所等やむを得ない事情により県外の医療機関で接種を希望される場合は、保健センターにご相談ください。



お問合せ先



〒635-0096 大和高田市西町1-45
 健康増進課（保健センター）

電話 0745-23-6661 FAX 0745-23-6660
＊市役所と場所が異なります（右地図）

